

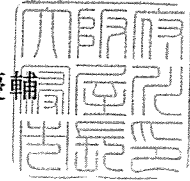
総 人 第 2908 号

令和 7 年 11 月 28 日

寝屋川市役所職員労働組合

執行委員長 青木 亨 様

寝屋川市長 広瀬 慶輔



2025 年賃金確定等に関する要求書（回答）

2025 年 10 月 31 日付け、寝市役所労第 1 号で要求のありました 2025 年賃金確定等に関する要求書につきまして、下記のとおり回答します。

記

要 求	回 答
1 2025 要求の基本項目 (1) 労使交渉・協議に関すること ① 賃金・労働条件の決定にあたっては、労使交渉・協議の実施とそれにもとづく合意によるものとし、労使による自主決着とすること。 ② 職場の存廃や業務の委託などをはじめ、職員の賃金・労働条件に大きな影響を与える事項については、事前の労使協議を適切に行うこと。 (2) 人事院勧告に基づき、再任用職員を含むすべての職員の月例給水準を引き上げること。会計年度任用職	1 2025 要求の基本項目 (1)①② 労働条件等については、誠実に協議・交渉を行う。 (2) 令和 7 年度の給与（会計年度任用職員除く）については、国における「一般職の職員の給与に関する法

員をはじめとする臨時・非常勤職員についても常勤職員に準じて改定し、4月遡及改定を行うこと。 (3) 一時金の支給月数を引き上げること。 (4) 会計年度任用職員の一時金の支給月数を常勤職員と同月数とすること。また、一時金の支給要件にかかる週当たりの勤務時間については、総務省事務処理マニュアルに基づき、週当たり15時間30分以上勤務する職員を対象に支給するよう改善すること。 (5) 会計年度任用職員の給与について、職務内容に応じて常勤職員との均衡・権衡を図ること。適正な昇給が行われるよう、昇給にかかる上限は撤廃すること。不合理な格差については、速やかに改善すること。 (6) 定年延長職員との均衡を図る観点から、再任用職員の給料月額を抜本的に引き上げること。扶養手当を含む生活関連手当を支給すること。	律」が改正されることを前提として、人事院勧告と同様の改定を実施する。また、当該改定に係る条例改正後、早い時期に差額を支給する。 (3) 令和7年12月の期末・勤勉手当については、人事院勧告と同様の改定とし、令和7年12月10日に条例等に基づき支給する。 (4)、(5)、(9) 令和7年度の会計年度任用職員の期末勤勉手当については、基準日に在職し一定の基準を満たす職員に1.52月分を支給する。 なお非正規職員の処遇については、改善に取り組んでおり、引き続き適切に対応する。 (6) 定年引上げを含めた高齢期の職員の処遇については、国の動向等を踏まえ、適正に運用する。
---	--

一時金については常勤職員と同様の年間 4.65 月分に引き上げること。 (7) 燃料費の高騰を考慮し、交通用具にかかる通勤手当を国基準以上に改善するとともに、駐車場代についても国基準以上とすること。 (8) 人材確保の観点から、昇格・昇給の改善や上位昇給の活用などによって職員の賃金水準を引き上げること。とくに中堅層の賃金水準改善のため、38 歳で 4 級に到達できるよう運用を改善すること。 (9) 任期付職員および臨時的任用職員の給料・諸手当の支給、昇給・昇格を含め、常勤職員の基準に基づき行うこと。 (10) 中途採用者の給料は、職務の内容や責任を考慮して決定すること。民間職務経験については 10 割換算とすること。同学年の新卒採用者の給与水準との均衡を踏まえ、昇格・昇給の運用を改善すること。 (11) 人物採用の観点からも、任期付職員や会計年度任用職員については	(7) 通勤手当の見直しについては、人事院勧告を基本として、本市の実情等を踏まえて対応する。 (8) 単に処遇を引き上げる目的で 3 級に昇給させることは考えていない。なお、新たな監督職等については、組合からの提案などがある場合には、必要に応じ協議に応じる。 (10) 前歴換算については、国の民間企業等経験者に係る対応等を考慮し、一律換算は行わない。 (11) 職員採用試験の受験機会は、公平に設定する必要があるとともに
---	---

勤務年数を考慮し、新規採用試験における年齢制限の撤廃について検討すること。 2 その他 (1) 地方公務員法第 28 条に基づく失職の特例を条例に定めること。 (2) 2017 年に成立した改正地方自治法(2020 年 4 月施行)で、地方公共団体の長や職員などの地方公共団体に対する損害賠償責任について、職務の遂行において善意でかつ重大な過失がないときは、賠償責任額の上限を定め、それ以上の額は免責できるよう条例で定められるようになった。寝屋川市においても総務省が政令で示した上限基準額を最低基準として条例化すること。	に、職員の年齢構成を考慮した人材確保が必要であることから、現行どおりとする。 2 その他 (1)、(2) 条例の制定については、引き続き、調査・研究を行う。
--	--